第

3 5 4 4

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 6月 25日 水曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

宅配便による申告書の提出

Q:申告書は、郵便で提出してもいいそう ですが、宅配便でもいいのでしょうか?

A: 受付はしてくれますが、申告書が税務 署に到達した日が提出日となりますので、期 限後申告にならないよう注意してください。

【解説】

国税通則法では、納税申告書の提出日は、 原則として、申告書が税務署に提出された日 とされていますが、郵便又は信書便により提 出された場合には、例外的に、その通信日付 により表示された日にその提出があったもの とみなすことになっています。

そして、「郵便」とは、郵便事業株式会社 が行なう郵便業務をいい、「信書便」とは、 民間事業者による信書の送達に関する法律に 基づき許可を受けた事業者が行う信書便物の 送達をいうとしています。

ところで、お尋ねの宅配便ですが、貨物自 動車運送事業法等により「非信書」の書状又 は小荷物の運送として分類されることとなっ ていますので、「郵便又は信書便」には該当 せず、原則どおりの取扱いがされることとな っています。

したがって、宅配便により申告書を提出し た場合には、申告書が税務署に到達した日が 申告書を提出した日となりますので、申告書 を申告期限内に宅配業者に渡したとしても、 税務署に申告期限後に到達すれば、期限後申 告として取り扱われることとなりますので、 注意してください。







